

令和3年5月6日

昭島都市計画中神土地区画整理事業

施行者 昭島市

代表者 昭島市長 臼井伸介 殿

昭島都市計画中神土地区画整理事業

第三工区調査会 会長 秋山敏彦

昭島都市計画中神土地区画整理事業（第三工区）のあり方について（答申）

令和2年6月26日付昭計区第46号で諮問のあった昭島都市計画中神土地区画整理事業（第三工区）のあり方について、令和2年6月26日、8月6日、9月4日、11月18日及び令和3年3月17日の5回、本調査会で慎重に調査・検討を行った。その結果以下のとおり答申する。

《中神土地区画整理事業の経緯と現状》

昭島都市計画中神土地区画整理事業は、昭和39年に事業認可を受け、その後昭和51年に地区を3つに工区分割し、事業を進め、第一工区については昭和62年7月31日に換地処分を行い、事業を完了した。

第二工区については、駅前・北・西と3つのブロックに分け順次事業を展開することとし、現在は、駅前ブロックの約90%が完了したところであるが、北ブロック、西ブロックは未着手の状況である。この状況では第三工区の事業展開には更なる長期化が否めない。既に事業認可から57年が経過し、その間に開発などにより、一定の道路整備等がなされ、また住民の要望から、上下水道整備が完了したことで、概ね市街地形成化が図られた。このような中、権利者には、私権の制限を含め多大な負担がかけられていること、また、第三工区の権利者に行った意向調査では、回答者の69.1%が「別の手法などでまちづくりが行われるのであればよい」と回答していることから、昭島都市計画中神土地区画整理事業（第三工区）のあり方について次のとおりまちづくりを行うべきと結論に達した。

《まちづくりの方針》

中神土地区画整理事業第三工区は、安全で安心して快適な都市生活を送れるまちづくりの早期実現を目標とする。その目標に向け、事業手法を変更し、地区計画により地区施設として道路用地を確保できるよう担保し、また、公園の必要性について十分な検討を行い、必要な公共施設の整備を行うこと。その際には地域住民で検討する体制を確立するとともに、適



宜地元説明会を実施し地域住民の意見を十分に聴取した上で整備計画を作成し、早期実現を目指すこと。